第三節　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定による改正前国共済法等による年金である給付の支給

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係る改正前国共済規則の適用等）

第十八条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び旧国共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第九十六条、第九十七条、第五章第三節（第百十四条から第百十四条の二の二まで、第百十四条の四の三、第百十四条の五第一項、第百十四条の十から第百十四条の十一の二まで、第百十四条の十三、第百十四条の二十二、第百十四条の二十三、第百十四条の二十五、第百十四条の二十六、第百十四条の二十九第三項、第百十四条の三十二の二から第百十四条の三十二の二十九まで、第百十四条の三十三の二、第百十四条の三十九第二項、第百十四条の四十一、第百十四条の四十三第二項及び第百十四条の四十五第三号を除く。）（改正前国共済規則附則においてこれらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十六条	給付を	給付（連合会が支給するものに限る。以下この条において同じ。）を
第九十七条第一項各号列記以外の部分	法第四十五条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法（平成二年法律第百八号）第四十五条第一項（以下「改正前国共済法」という。）第四十一条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）第四十五条第一項
	組合（当該給付が長期給付である場合には、連合会）	連合会
第九十七条第一項第四号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
第九十七条第二項第一号	遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る	死亡した受給権者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年法律」という。）附則第二十四条第三号に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）第四十一条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる
第九十七条第二項第三号	三　その他必要な書類	三　死亡した受給権者の死亡の当時その者によつて生計を同じくしていたことを証する書類 四　その他必要な書類

第百十四条の二の三第一項各号列記以外の部分	法第七十四条第一項第一号		なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号
第百十四条の二の三第二項各号列記以外の部分	法第七十四条第三項		なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用する法第七十五条の四第二項（平成二十七年経過措置政令第百十四条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
第百十四条の二の三第二項第四号	法第七十四条第一項	同じ。）	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項
	法第七十四条第三項	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第三項
	令	平成二十七年経過措置政令第二条第八号に規定するなお効力を有する改正前国共済令（以下「なお効力を有する改正前国共済令」という。）	なお効力を有する改正前国共済令
第百十四条の二の三第二項第五号	法第七十四条第一項		なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項
第百十四条の三の二第一項各号列記以外の部分及び第百十四条の三の三第一項各号列記以外の部分及び同条第一号並びに第百十四条の三の四第一項各号列記以外の部分	法		なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の三の四第一項第四号	令		なお効力を有する改正前国共済令
第百十四条の三の五第一項各号列記以外の部分	法	障害等級	なお効力を有する改正前国共済法
		障害等級（平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第二条第三項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）	
第百十四条の三の五、第百十四条の二の六第一項、第百十四条の三の七第一項、第二項各号列記以外の部分、第百十四条の四第三項及び第百十四条の四の二	法		なお効力を有する改正前国共済法